

清水町固定資産評価審査委員会条例（平成11年清水町条例第19号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 略 2・3 略	(審査の申出) 第4条 略 2・3 略 4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
4・5 略 (口頭審理) 第8条 略 2~4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)~(3) 略 6~8 略	5・6 略 (口頭審理) 第8条 略 2~4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)~(3) 略 6~8 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。